

現場環境改善に関する特記仕様書（県土整備部災害復旧工事）

【施工者希望型】

本工事は、契約締結後「工事における現場環境改善費の実施要領」に基づき、受注者の発議により現場環境改善費の内容を実施する工事である。

なお、災害復旧工事における対象は、熱中症対策・防寒対策とする。

- 1 受注者は、現場環境改善費の内容の実施を希望する場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、設計変更の対象とし、「工事における現場環境改善費の実施要領」に基づき計上することとする。
- 2 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、現場環境改善費（率計上）の50%を上限とする。
- 3 受注者は、現場環境改善費で実施する内容について、具体的な実施内容、実施期間を監督員と協議のうえ、施工計画書に記載し監督員に提出すること。
- 4 受注者は、工事完成までに現場環境改善の実施状況を監督員に報告すること。